

令和8年度 第5回 美郷町農業委員会議事録

令和8年度 第5回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和8年8月28日（金）

15:00～15:30

場所：美郷町役場本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 人）

|           |          |           |
|-----------|----------|-----------|
| 1. 樋ヶ 隆行  | 2. 多久 聡  | 3. 大草 美智江 |
| 4. 新田 晋太郎 | 5. 西嶋 伸介 | 6. 烏田 裕一  |

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 1人）

|            |             |           |
|------------|-------------|-----------|
| 7. 野田 祐司   | 8. 浅原 譲     | 9. 梅原 富雄  |
| 10. 難波 眞利子 | 11. 津田 修(欠) | 12. 佐和 克彦 |
| 13. 梅田 信雄  |             |           |

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 大草美智江委員・西嶋伸介委員

第2 議事

議案第1号 農地法第5条について

第3 その他報告事項

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長   | <p>それでは皆さんお疲れ様です。令和8年度第5回農業委員会総会を始めさせていただきます。今回から会長を務めさせていただくこととなりました。いろいろわからないことがたくさんございますので、皆様方のご指導をよろしくお願いいたします。そうしましたら新しい委員さんがおられますので、2番委員さんと10番委員さん、簡単に自己紹介をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 10番委員 | <p>失礼します。長藤の難波と言います。初めてなのでよろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2番委員  | <p>沢谷の石原地区で石原下宮農組合というところで水稻を生産しております多久と申します。よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 会 長   | <p>本日の議事録署名委員は3番委員さんと5番委員さんよろしくお願いいたします。本日の欠席は11番委員さんと農地集積相談員さんです。それでは議事に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条」について事務局の方より説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事 務 局 | <p>皆さんお疲れ様です。新しい体制になって第1回目の総会になりますので、皆さんご審議のほどよろしくお願いいたします。早速議事に入らせていただきます。今回議案は1件です。</p> <p>まず議案第1号「農地法第5条」についてです資料2ページ目です。今回1件の申請がありました。所在地は朽谷◎◎◎◎他計6筆。登記簿地目及び現況地目は田が5筆、その他1筆です。面積は合計9,877㎡です。貸主は朽谷在住の●●●●さん他計3名、借主は大田市久手町の○○○○開発協同組合です。こちらは一時転用の内容です。転用事由としましては隣接する粘土採掘法より搬出する表土・粘土を一時置き場と当組合堆積場への搬出用道路として使用するためです。こちらの案件ですが、前回令和5年度の7月に3年間の申請がありまして、その更新の申請ですが、前回分は令和8年7月31日が期限でしたが、前回の総会に間に合わず今回の申請となりました。</p> <p>続いて資料3ページ目、所在地ですが対象農地周辺の航空写真となっております。対象農地は緑に黄色で囲んだ農地が対象となっております。こちらは美郷町朽谷から大田市水上町へ向かう市町境付近となります。道路が県道美郷大森線となっております、その周辺の農地</p> |

|           |                                                                                                                         |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>となっております。</p> <p>現地確認ですが資料4ページ目、こちら現地確認を会長と13番委員に行っております。説明は以上となっております。</p>                                          |
| 会 長       | <p>はい。それでは現地確認を私と13番委員とで行ってまいりました。手前にところがトラックとかが出入りするところで、あとは草が結構生えている状態です。</p>                                         |
| 8 番 委 員   | <p>前回の申請を継続していく感じですね。</p>                                                                                               |
| 会 長       | <p>そうです。</p>                                                                                                            |
| 8 番 委 員   | <p>変わったことは別にないですね。</p>                                                                                                  |
| 会 長       | <p>変わったところはないです。</p>                                                                                                    |
| 8 番 委 員   | <p>今回から変わったということはないですね。</p>                                                                                             |
| 事 務 局     | <p>そういうことはなくて、一番初めが平成22年から3年ごとに更新されています。</p>                                                                            |
| 1 2 番 委 員 | <p>ずいぶん前からやっているような気がしますが、そもそも今回切れて、また申請されたということですが、切れたときは現況復旧しなければならないんじゃないのでしょうか。</p>                                  |
| 事 務 局     | <p>そうですが、今回申請が7月の28日に申請されましたので、今回の許可で更新するわけなんですけれども、8月1日から今日までは現場は構わない、つまり粘土は採掘しないと業者から話がありました。許可が出てから対応しますとのことでした。</p> |
| 1 2 番 委 員 | <p>それでいいのかなと。</p>                                                                                                       |
| 事 務 局     | <p>それでまた元に戻すというのも。</p>                                                                                                  |
| 1 2 番 委 員 | <p>理屈はわかりますが、農業委員会としてはそれでいいかどうかかと。</p>                                                                                  |

|           |                                                                                                                        |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務 局     | 本当のことを話すと、正式に切れるのであれば一時転用ですので、それが条件となります。                                                                              |
| 1 2 番 委 員 | そういうことですね。そうすると書面か何かもらっておくか何かしておかないと、委員会としてはどうかなと。                                                                     |
| 事 務 局     | 今回遅れたというか、本来であれば毎月15日を申請期限としていますので、それを過ぎれば翌月の総会提出になってしまいますけれども。申請期限を過ぎてから連絡したので、顛末書というか理由書が必要かなと。                      |
| 1 2 番 委 員 | というのが私の意見ですが。                                                                                                          |
| 事 務 局     | 皆さんでどうでしょうか。顛末書というか今回遅れた理由書について。もちろん今回総会が終わって許可通知は出すのですが、それとともにちゃんと顛末書を出してくださいとお願いすると。                                 |
| 2 番 委 員   | 全く始めてでよくわからないのですが、本当は7月28日ぐらいの段階で許可をしなければならなかったということですか？                                                               |
| 事 務 局     | そうではなくて、うちは毎月15日を申請期限として、25日ぐらいに総会を行っていますので                                                                            |
| 2 番 委 員   | 令和5年7月に申請をされて3年間だから、今年の7月ですか？要はそれが業者さんの申請をするのがミスっていたのか、申請されていたのを事務局が実は忘れていたとか。そういうことはないですか、大丈夫ですか？                     |
| 事 務 局     | それはないです。15日を過ぎてから連絡して、申請はどうなっていますかと話をしております。                                                                           |
| 2 番 委 員   | 今顛末書という話ですけども、それなら許可が切れてから何も使っていないということですね。だから別に私個人的には顛末書はなくていいと思いますけど。ごり押ししているわけではないし。その間使っているわけではないですから。ごめんなさい、農地法全然 |

|           |                                                                                                                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 詳しくなくてわからないですけど。常識的に考えればそうかなと。                                                                                                                                 |
| 6 番 委 員   | 許可が切れた時点で現状復旧しなければならないということがあるなら、顛末書を出してもらって、ちゃんと理由を聞いておかないと、後々そういうことがあった時に、ここはよかったのにここはダメとかということがないようにしておいた方がいいと思いますけど。                                       |
| 2 番 委 員   | よくわからないんだけど、この備考のところに「令和15年3月31日まで」と書いてありますよね。要は前も申請されている時にこういうように申請されているのではないのでしょうか？令和15年までということで。そうじゃないですか？                                                  |
| 事 務 局     | 今回初めてそこまで記載されたものです。                                                                                                                                            |
| 2 番 委 員   | 今回初めて記載されたものですか？なら6番委員がおっしゃれる通りです。                                                                                                                             |
| 6 番 委 員   | でないと、あとが大変かなと。                                                                                                                                                 |
| 2 番 委 員   | もし備考に記載されていることが前からあったのなら、事務局としてもここまでは使うんだということを理解しているはずだから、今回初めて記載されていることならば2番委員のおっしゃる通りです。                                                                    |
| 6 番 委 員   | 備考に記載されたのは今回でしょう？                                                                                                                                              |
| 事 務 局     | 備考に記載されている令和15年までということは、私もこの件は最終的にいつまでされるのでしょうかと問い合わせたので。                                                                                                      |
| 1 2 番 委 員 | 実は過去に別の案件で真砂土を採掘しているところで似たような話をしていて、そのときは現況復旧をしてまた採掘するということをしていて、その件と差があるかなというのがあったので。ただ申請日が期限内に提出されているので、いいのかもしれないけど、そのあたりの整合性を取っておいた方がいいかなというのが、農業委員会としてですね。 |

|         |                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 番 委 員 | わかりました。                                                                                                             |
| 会 長     | <p>それではこの案件は顛末書を出してもらうというで許可ということで、採決を取らせていただきます。第1号議案に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(出席農業委員全員挙手)</p>                      |
| 会 長     | <p>ありがとうございます。全員挙手で第1号議案は承認されました。これで議事は終了します。</p> <p>(議事終了後、諸報告をし、(一社)島根県農業会議の職員による研修会を開催した後、次回の総会開催日を決めて閉会した。)</p> |

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 樋ヶ隆行

議事録署名者 大草 美智江

議事録署名者 西嶋 伸介